

■ 宅地建物取引士変更登録申請について

宅地建物取引士の登録を受けている者は、登録を受けている事項に変更があったときは、遅滞なく、変更の登録を申請しなければなりません。

変更内容		必要書類等
1	氏名の変更	1.宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書 2.戸籍個人事項証明書（戸籍抄本（3ヶ月以内に発行されたもの）） 3.印鑑（申請書に押印が必要） *有効な宅建士証の交付を受けている場合（以下が必要） 4.宅建士証書換交付申請書 5.カラー顔写真2枚（タテ3cm×ヨコ2.4cm）（無帽・無背景・上半身） 6.宅建士証（宅建士証を作り替えます）
2	住所の変更	1.宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書 2.住民票（申請者本人の分（3ヶ月以内に発行された、個人番号が記載されていないもの）） 3.印鑑（申請書に押印が必要） *有効な宅建士証の交付を受けている場合（以下が必要） 4.宅建士証書換え交付申請書 5.宅建士証（住所を裏書訂正します）
3	本籍の変更	1.宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書 2.戸籍個人事項証明書（戸籍抄本（3ヶ月以内に発行されたもの）） 3.印鑑（申請書に押印が必要）
4	勤務先の変更	1.宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書 2.在職証明書、退職証明書等 3.印鑑（申請書に押印が必要）
提出先：〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 県庁22階 県土整備部住宅政策課宅建業係 TEL 027-226-3525		

○ 郵送で申請する場合

上表1及び2の申請で宅建士証の提出が必要な場合（宅建士証の書換え交付申請）は、簡易書留で送付してください。また、書換後の宅建士証の郵送を希望する場合は、404円※（送料84円+簡易書留料金320円）分の切手を貼った返信用封筒を同封してください。

○ 代理人が申請する場合

委任状と代理人の身分を証明できるもの（運転免許証等）が必要です。